

市営住宅の明渡しに関する契約書（店舗・作業場用）

市営住宅建替事業に伴う市営住宅の明渡しについて、堺市（以下「甲」という。）と使用者（以下「乙」という。）との間で次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（対象物件）

第2条 この契約の対象となる店舗又は作業場（以下「対象物件」という。）は、次のとおりとする。

物件の所在地	堺市
名 称	
番 号	号

（明渡し）

第3条 乙は、自己の所有物を搬出又は処分のうえ、対象住宅を 年 月 日までに明け渡すものとする。

2 乙は、前項の明渡しが完了したときは、遅滞なく所定の移転完了届を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の届出を受理したときは、速やかにその事実を確認するものとする。

（移転料等）

第4条 甲は、対象物件の明渡しに伴う移転料として金 円 を乙に支払うものとする。

(移転料等の支払い)

第5条 乙は、甲が乙の移転を完了したことを確認した後、前条に定める移転料等を甲に請求するものとし、甲は、乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。ただし、乙が別途甲が指定する日までに請求しない場合は、乙は当該請求権を失う。

2 前項の規定にかかわらず、乙が移転を完了する前に移転料等の前払いを申し出た場合には、甲は前条に定める移転料等の全額又は一部の額を支払うものとする。

(使用の権利の放棄)

第6条 乙は、当該建替事業により建設される建替店舗又は作業場の使用の権利を放棄するものとする。

(契約外の事項)

第7条 この契約の条項に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
代表者 堺市長

印

乙 住所

氏名

印